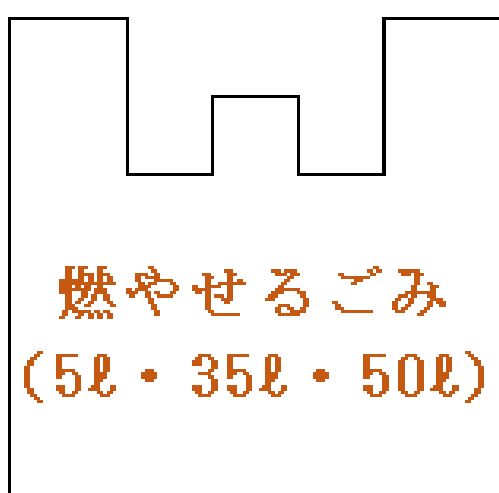
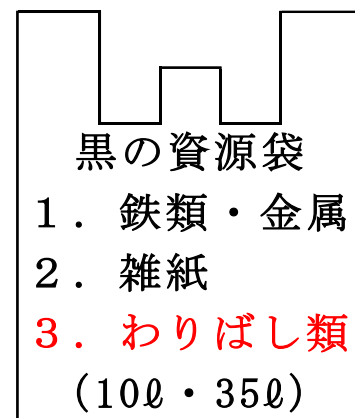
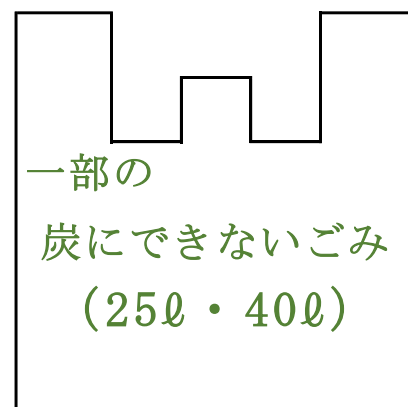
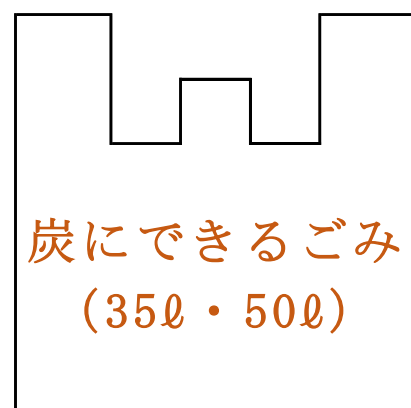
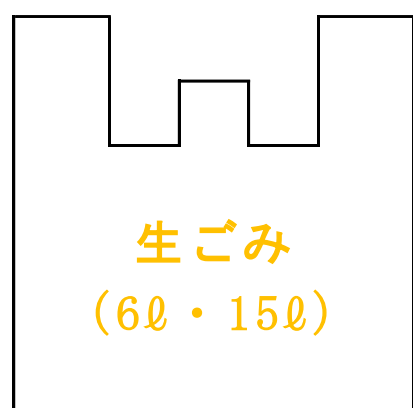


ごみ分別内容の変更について

栗山町が加盟する道央廃棄物処理組合による「燃やせるごみ」の焼却処理が令和6年4月より実施されることに伴い**ごみ分別内容の一部が変更**となります。

(1) ごみ分別区分① (燃やせるごみ) 「炭にできる」からの変更



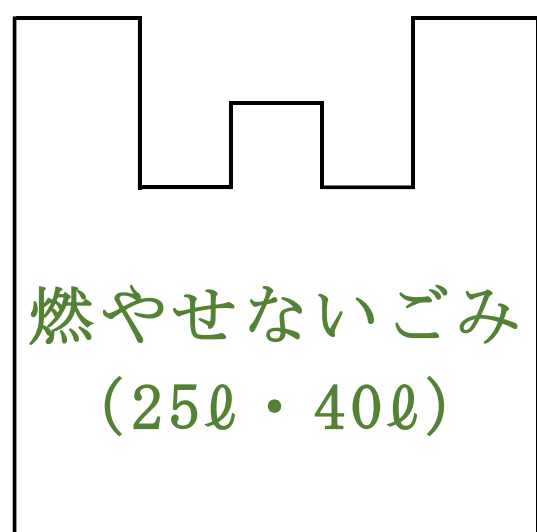
- ・生ごみが「**燃やせるごみ**」へ
 - ・炭にできるごみが「**燃やせるごみ**」へ
 - ・炭にできないごみの内、硬質プラスチックなどは「**燃やせるごみ**」へ
 - ・資源袋のわりばし類は「**燃やせるごみ**」へ
- ※資源物及び燃やせないごみに分類されないものは全て「**燃やせるごみ**」として排出

「燃やせるごみ」の例

- ・生ごみ・・・卵の殻、野菜くず、魚類（骨も含む）等
- ・炭にできるごみ・・・ティッシュ、たばこ、汚れた衣類、木くず等
- ・わりばし類・・・わりばし、つまようじ、木のへら等
- ・炭にできないごみ・・・ゴム製品、革製品、硬質プラスチック製品等



(2) ごみ分別区分② (燃やせないごみ) 「炭にできない」からの変更

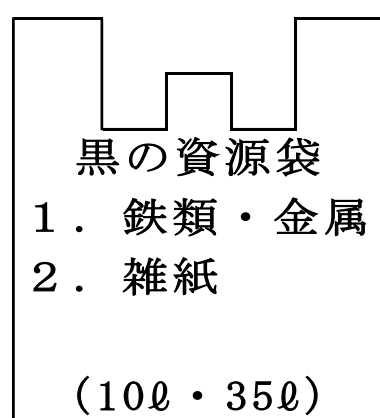


「燃やせないごみ」は20項目程度（例）

- ・水銀を使用している温度計、血圧計、体温計
 - ・軽石 ・基石 ・すずり ・砥石
 - ・ゲートボールの玉 ・珪藻土マット ・小麦粘土
 - ・粘土 ・石炭 ・使用済み花火 ・肥料
 - ・石材でできた小型製品（表札・印鑑等）
 - ・塩ビ管 ・サイディング ・スタイロフォーム
- 日曜大工等で出たもの（少量）に限る。 等



(3) ごみ分別区分③ (資源ごみ) わりばし類のみ削除



黒の資源袋

- ・わりばし類を削除（「**燃やせるごみ**」へ）

※鉄類・金属、雑紙は変更なし

鉄・金属

雑紙

わりばし類



「燃やせるごみ」へ

(4) その他変更点

- 「燃やせるごみ」(茶色の指定袋) 5リットル／10枚入(50円)を販売します。
- 「炭にできるごみ」として排出していた大きめの木類
生木：1m程度の長さに切ってひもで縛ることで、袋に入れなくても「燃やせるごみ」として排出可能。
解体材：「燃やせるごみ」の袋に入れて口を縛ることができれば、「燃やせるごみ」として排出可能ですが、入らない場合は「粗大ごみ」として排出をお願いします。
- 縛って出せない枝、草、花類
「燃やせるごみ」として排出することができますが、各地域のごみステーションへ排出するもの以外は桜山環境センターにて引き受けます。他のごみとは混ぜず、「縛って出せない枝・草・花類」のみで排出してください(自己搬入の手続きが必要)
- 上記以外の「燃やせるごみ」
排出者ご本人が焼却施設へ運搬し、焼却処理をします。
※ただし、自己搬入による「粗大ごみ」については、従前どおり桜山環境センターで引き受けます。
- ごみ処理手数料の改定について
自己搬入において「100kgあたり800円」から「10kgあたり80円」へ変更します。
(処理料金は桜山環境センター・広域焼却施設の窓口で、現金でのお支払いとなります。)
※令和6年4月以降、「燃やせるごみ」は一部を除き千歳の広域焼却処理施設までご自身で持ち込んでいただくこととなりますので、指定袋によるステーション排出を推奨いたします。

(5) 変更しないごみの分別



プラマーク

- ① **プラスチック類** (プラマークのあるもののみ)
 - ② **缶・びん・ペットボトル**
 - ③ 「**鉄類・金属・アルミ箔・金属を含む電化製品**」「**雑紙**(質の悪い紙)」
 - ④ **紙類** (ひもで縛って出す)
1. 新聞・チラシ 2. 雑誌・本 3. ダンボール 4. 箱類 5. 牛乳パック ※3～5は開いて排出
- 
- ⑤ **電池・電球・蛍光灯・ガラス・陶器類・食用油**
・公共施設に設置の回収ボックスへ(9ヶ所)
役場本庁舎、南部公民館、角田農村環境改善センター、総合福祉センターしゃるる、カルチャープラザEki、鳩山公民館、旧水道事務所(旭台)、日出生活館、円山地域文化センター
 - ⑥ **粗大ごみ** (指定袋に入らないものは粗大ごみになります)
・毎月第1・3金曜日、午後からの回収(事前に役場環境政策課に申し込みが必要)
 - ⑦ **汚れていない衣類**
・汚れていない衣類は有償で売却しているため、衣類のみを「燃やせるごみ」の袋に入れて出す。

(6) ごみ分別収集及び排出日 ※変更ありません

- ごみ収集ルートの変更はありませんが、当日の朝8:30までにごみの排出をお願いいたします
- 月・木曜日および火・金曜日は燃やせるごみ・燃やせないごみの排出日
- 水曜日は農村地区収集及び資源ごみの排出日

(7) 今後のスケジュール

- 令和6年2月 新冊子全戸配付、新指定ごみ袋販売開始
- 令和6年4月～ 新指定ごみ袋による排出